

令和6年度 須恵町保育施設の利用調整に関する基準

1 基準指数

R6. 4. 1～適用

番号	保育にあたる保護者の就労等形態			基準		
	類型	細目		指数		
1	就労	(1) 居宅外労働	① 自営(被雇用者) (起業準備等を含む)	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	150	
				1ヶ月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	140	
				1ヶ月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	130	
				1ヶ月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	120	
				1ヶ月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	110	
				1ヶ月の勤務が64時間以上80時間未満の労働	100	
			② 自営(従事者)	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	140	
				1ヶ月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	130	
				1ヶ月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	120	
				1ヶ月の勤務が100時間以上120時間未満の労働	110	
				1ヶ月の勤務が80時間以上100時間未満の労働	100	
				1ヶ月の勤務が64時間以上80時間未満の労働	90	
			(2) 居宅内労働	① 居宅内労働	1ヶ月の勤務が160時間以上の労働	120
					1ヶ月の勤務が140時間以上160時間未満の労働	110
					1ヶ月の勤務が120時間以上140時間未満の労働	100
			1ヶ月の勤務が100時間以上120時間未満の労働		90	
			1ヶ月の勤務が80時間以上100時間未満の労働		80	
			1ヶ月の勤務が64時間以上80時間未満の労働		70	
		② 内職	1日8時間以上かつ月収5万円以上の労働	100		
			1日4時間以上かつ月収3万円以上の労働	90		
		2	求職活動	求職中	公共職業安定所(ハローワーク)において求職活動をしていると認められる場合	50
			求職中(就労先未定)(上記以外)	10		
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など(不存在の者の指数)		150		
4	妊娠・出産	出産前: 出産予定月の前2か月 出産後: 出産月の後2か月		140		
5	就学	既に日中、就労・技能習得のための外出を常態としている場合		上記(1)の①を準用		
		日中、就学・技能習得が内定している場合(その他)		上記(2)の①を準用		
6	保護者の疾病・障がい	疾病	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)	150		
			自宅療養	常時病臥・感染症	150	
				精神性	精神疾患のため、保育が困難(診断書)な場合	150
			一般療養	通院加療を行い、常に安静を要するなど、居宅内で安静する場合	135	
		上記以外で通院加療を行い、居宅内で安静する場合		90		
		障がい	身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳A	150		
身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	140					
身体障がい者手帳4級以下	120					
7	看護・介護	看護	入院・通院している親族に1ヶ月120時間以上付き添いの必要があるもの	150		
			入院・通院している親族に1ヶ月64時間以上120時間未満付き添いの必要があるもの	140		
			上記以外で付き添いの必要があるもの	30		
		介護	全介護を必要とする場合(重度障がい者、要介護認定3・4・5程度)	150		
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)	135		
			支援を必要とする場合(要支援)	110		
			上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等することが必要)	30		
8	災害復旧	自宅の震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		150		
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		最優先		

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する(基準指数)。なお、基準指数の上限は150とする。

※2 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績(直近3カ月賃金)も含めて指数を決定する。

※3 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間は含む。

※4 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

※5 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

※6 復職予定で会社からの証明があるものについては(1)の①を準用する。

2 調整指数

項目	条件		指数		
	〔「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育をいう〕				
加算指数	個人加算	就労状況	1 町内外の保育士として月120時間以上の勤務をする場合※2	50	
			2 町内外の保育士として月64時間以上120時間未満の勤務をする場合※2	35	
			3 生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い場合	100	
			4 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得しており、直ちに復帰する場合(基準日時時点で保育所等(家庭保育室を含む)に入所している場合や妊娠・出産要件での入所申込の場合を除く)※3	10	
			5 同居者なしのひとり親家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)※3	75	
			6 一旦退園後、育休から復帰する場合※3	75	
			7 復職予定日が入所調整する月の2か月以上先である場合	▲150	
	世帯加算	家庭状況	8 生活保護世帯の場合	15	
			9 父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合※3	50	
			10 父母の両方が不存在(死亡など)の場合	100	
			11 父母の一人が単身赴任、3か月以上入院などにより不在の場合	25	
			12 祖父母が県外に居住し支援がない	10	
	障がい	障がい	13 保護者が身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の1つを所持している場合※4	20	
			14 保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症で居宅療養している場合	10	
			15 児童の同居者に身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障がい者保健福祉手帳1～3級を所持している者がいる場合(保護者及び入所申込児童を除く)※4	5	
			児童の状況	16 新規で兄弟姉妹や多胎児が同時に申込をしている場合※4	15
				17 保育の要件があり、町外の認可保育施設、届出保育施設(認可外保育施設)、企業主導型保育施設、職場内託児所へ利用調整時点で入所中	10
	18 職場へ児童を同伴し保育を行っている	5			
	兄弟の状況	兄弟の状況	19 別居の祖父母等による保育を行っている	1	
			20 保育園等の移行希望(兄弟姉妹が町内の認可保育施設に在園し、同一施設に移行する場合)ただし、加算を行うのは年度更新時のみ	50	
			21 兄弟姉妹がすでに認可保育園・認定こども園(保育所部門)へ入園している場合(3月末の卒園児は除く)※4	30	
			22 子ども(4月1日現在 中学3年生以下)が3人以上いる場合	10	
同居祖父母	同居祖父母	23 同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育にあたることができない場合を除く)	▲10		
		24 勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合	▲10		
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)		150		

- ※ 1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。  
 2 番号1・2は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。  
 3 番号4を加点する場合は6を、番号5のときは9は加算しないものとする。  
 4 番号13・15、16・21は、それぞれ重複して加算しないものとする。  
 5 調整指数は、保護者らの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■入園の選考について

入園希望者が保育施設の定員を超えた場合には、利用調整を行います。  
 提出書類等で確認した内容に基づき、合計指数の高い方から入園者を決定します。

【合計指数が同点の場合の優先順位】

- 1.同居者のいない母子・父子家庭(祖父母が町外在住>祖父母が町内在住)
- 2.生活保護世帯
- 3.町内にすでに在住している(町内在住者>転入予定者)
- 4.基準指数が高い世帯
- 5.養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯
- 6.父又は母の基準指数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い世帯
- 7.保育料階層が低位の世帯
- 8.(保育料算定対象の)住民税額が低位の世帯